

平成21年12月7日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課
(担当・内線) 課長 半田有通
中央労働衛生専門官
井上栄貴 (内5518)
(電話代表) 03(5253)1111
(夜間直通) 03(3502)6756
(F A X) 03(3502)1598

報道関係者 各位

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒災害に よる労働災害防止について

～ガス燃焼機器使用中の換気の徹底等について、飲食業の業界団体へ要請～

最近、全国各地の業務用厨房施設において、一酸化炭素中毒による労働災害が多数発生しています。

これらの労働災害は、ガス燃焼機器使用中に、換気設備による換気を行わなかったこと等により発生したものです。

このため、業務用厨房施設で作業を行う飲食事業者の業界団体である(社)日本フードサービス協会、(社)全国生活衛生同業組合中央会及び(財)全国生活衛生営業指導センターに対して、会員事業場等において、ガス燃焼機器使用中の換気の徹底など一酸化炭素中毒による労働災害防止対策の実施事項を徹底させるよう要請を行いました。

(要請事項)

- 1 ガス燃焼機器使用中の換気の徹底
- 2 一酸化炭素警報装置の設置等
- 3 ガスの燃焼、換気状況についての定期点検及び補修
- 4 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルの整備と周知の徹底
- 5 安全衛生教育の実施
- 6 責任者の指名及び職務の遂行

(具体的な要請事項)

1 ガス燃焼機器使用中の換気の徹底

ガス燃焼機器使用中は、十分な換気能力を有する換気扇等の換気設備の稼働による換気の徹底を図ること。

2 一酸化炭素警報装置の設置等

一酸化炭素警報装置(CO警報センサー)を設置すること。警報装置が作動した場合は、状況に応じて、ガス燃焼機器の切断、換気又は適切な避難措置等を行うこと。

3 ガスの燃焼、換気状況についての定期点検及び補修

ガスの燃焼状況、換気設備の稼働状況、給排気口の異物等の有無等についての定期点検及び必要な補修を実施すること。

4 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルの整備と周知の徹底

ガス燃焼機器使用に当たっての換気設備の作動手順、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検、一酸化炭素警報装置(CO警報センサー)作動時の対応等を記載したマニュアルを作成・整備し、関係労働者への周知と遵守の徹底を図ること。

5 安全衛生教育の実施

関係労働者に対して、一酸化炭素中毒に係る健康障害及びその予防措置に関する安全衛生教育を実施すること。

6 責任者の指名及び職務の遂行

一酸化炭素中毒防止に係る責任者を指名し、ガス燃焼機器使用中の換気設備の稼働による換気の実施、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検の確認等上記に掲げる職務を行わせること。

(注) 一酸化炭素中毒

一酸化炭素は不完全燃焼状態で炭素化合物が燃焼する際に発生し、無色・無臭で、その存在が感知しにくい気体ですが、空気とほぼ同じ重さ(比重(空気を1としたときの重さ):0.97)で、強い毒性を有しています。一酸化炭素は、赤血球中のヘモグロビンと結合しやすく、このため一酸化炭素を吸入すると、血液の酸素運搬能力が下がることにより一酸化炭素中毒が起きます。一酸化炭素中毒は、軽度の頭痛、吐き気等から始まり、その後、昏倒、致命傷に至るため、無意識のうちに被災するという特徴があります。

平成20年に8人、平成21年に4人(11月末現在)の労働者が一酸化炭素中毒による労働災害により死亡しています。

(最近の業務用厨房施設における主な一酸化炭素中毒による災害事例(平成21年7月以降))

(1) 7月 被災労働者数 2名(休業)

外食チェーン店において、調理作業を行っていたところ、調理器具の排気口に料理途中の食品が詰まったことによる不完全燃焼により、一酸化炭素中毒が発生した。

(2) 7月 被災労働者数 3名(不休)

外食チェーン店において、調理作業を行っていたところ、排気ダクトが故障した状態で営業を続けていたことによる換気不足により、一酸化炭素中毒が発生した。

(3) 7月 被災労働者数 2名(死亡)

小学校の給食室において、食器洗浄機の設置後点検のために、屋内に排気口があるガス給湯器を稼働させていたところ、換気設備を稼働させていなかったため、一酸化炭素中毒が発生した。

(4) 9月 被災労働者数 11名(休業4名、不休7名)

パン屋において、前日に閉じた排気ダンパー(パン焼きオーブンから煙道に排出される排煙量を調節する板)を開けずにパン焼き作業を行っていたところ、換気されなかったため、一酸化炭素中毒が発生した。

(5) 10月 被災労働者数 4名(休業4名)

外食チェーン店において、調理作業を行っていたところ、ガスフライヤーの経年劣化による不完全燃焼のため、一酸化炭素中毒が発生した。

基安化発 1204 第 2 号
平成 21 年 12 月 4 日

(社) 日本フードサービス協会
会長 田沼 千秋 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒による労働災害防止について

労働安全衛生行政の推進につきまして、平素よりご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

最近、全国各地の業務用厨房施設において一酸化炭素中毒による労働災害が発生する事案が別紙のとおり報告されております。

つきましては、貴会においてもこうした労働災害を防止する観点から、貴会会員事業者各位に対し、下記の事項実施の徹底を図られたくお願い申し上げます。

記

- 1 ガス燃焼機器使用中の換気の徹底
ガス燃焼機器使用中は、十分な換気能力を有する換気扇等の換気設備の稼働による換気の徹底を図ること。
- 2 一酸化炭素警報装置の設置等
一酸化炭素警報装置（CO警報センサー）を設置すること。警報装置が作動した場合は、状況に応じて、ガス燃焼機器の切断、換気又は適切な避難措置等を行うこと。
- 3 ガスの燃焼、換気状況についての定期点検及び補修
ガスの燃焼状況、換気設備の稼働状況、給排気口の異物等の有無等についての定期点検及び必要な補修を実施すること。
- 4 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルの整備と周知の徹底
ガス燃焼機器使用に当たっての換気設備の作動手順、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検、一酸化炭素警報装置（CO警報センサー）作動時の対応等を記載したマニュアルを作成・整備し、関係労働者への周知と

遵守の徹底を図ること。

5 安全衛生教育の実施

関係労働者に対して、一酸化炭素中毒に係る健康障害及びその予防措置に関する安全衛生教育を実施すること。

6 責任者の指名及び職務の遂行

一酸化炭素中毒防止に係る責任者を指名し、ガス燃焼機器使用中の換気設備の稼働による換気の実施、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検の確認等上記に掲げる職務を行わせること。

基安化発 1204 第 3 号
平成 21 年 12 月 4 日

(社) 全国生活衛生同業組合中央会
理事長 三根 卓司 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒による労働災害防止について

労働安全衛生行政の推進につきまして、平素よりご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

最近、全国各地の業務用厨房施設において一酸化炭素中毒による労働災害が発生する事案が別紙のとおり報告されております。

つきましては、貴会においてもこうした労働災害を防止する観点から、貴会会員事業者各位に対し、下記の事項実施の徹底を図られたくお願い申し上げます。

記

- 1 ガス燃焼機器使用中の換気の徹底
ガス燃焼機器使用中は、十分な換気能力を有する換気扇等の換気設備の稼働による換気の徹底を図ること。
- 2 一酸化炭素警報装置の設置等
一酸化炭素警報装置（CO警報センサー）を設置すること。警報装置が作動した場合は、状況に応じて、ガス燃焼機器の切断、換気又は適切な避難措置等を行うこと。
- 3 ガスの燃焼、換気状況についての定期点検及び補修
ガスの燃焼状況、換気設備の稼働状況、給排気口の異物等の有無等についての定期点検及び必要な補修を実施すること。

4 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルの整備と周知の徹底

ガス燃焼機器使用に当たっての換気設備の作動手順、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検、一酸化炭素警報装置（CO警報センサー）作動時の対応等を記載したマニュアルを作成・整備し、関係労働者への周知と遵守の徹底を図ること。

5 安全衛生教育の実施

関係労働者に対して、一酸化炭素中毒に係る健康障害及びその予防措置に関する安全衛生教育を実施すること。

6 責任者の指名及び職務の遂行

一酸化炭素中毒防止に係る責任者を指名し、ガス燃焼機器使用中の換気設備の稼働による換気の実施、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検の確認等上記に掲げる職務を行わせること。

基安化発 1204 第 4 号
平成 21 年 12 月 4 日

(財) 全国生活衛生営業指導センター
理事長 山下 真臣 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒による労働災害防止について

労働安全衛生行政の推進につきまして、平素よりご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

最近、全国各地の業務用厨房施設において一酸化炭素中毒による労働災害が発生する事案が別紙のとおり報告されております。

つきましては、貴センターにおいてもこうした労働災害を防止する観点から、貴センター会員事業者各位に対し、下記の事項実施の徹底を図られたくお願い申し上げます。

記

- 1 ガス燃焼機器使用中の換気の徹底
ガス燃焼機器使用中は、十分な換気能力を有する換気扇等の換気設備の稼働による換気の徹底を図ること。
- 2 一酸化炭素警報装置の設置等
一酸化炭素警報装置（CO警報センサー）を設置すること。警報装置が作動した場合は、状況に応じて、ガス燃焼機器の切断、換気又は適切な避難措置等を行うこと。
- 3 ガスの燃焼、換気状況についての定期点検及び補修
ガスの燃焼状況、換気設備の稼働状況、給排気口の異物等の有無等についての定期点検及び必要な補修を実施すること。

4 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルの整備と周知の徹底

ガス燃焼機器使用に当たっての換気設備の作動手順、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検、一酸化炭素警報装置（CO警報センサー）作動時の対応等を記載したマニュアルを作成・整備し、関係労働者への周知と遵守の徹底を図ること。

5 安全衛生教育の実施

関係労働者に対して、一酸化炭素中毒に係る健康障害及びその予防措置に関する安全衛生教育を実施すること。

6 責任者の指名及び職務の遂行

一酸化炭素中毒防止に係る責任者を指名し、ガス燃焼機器使用中の換気設備の稼働による換気の実施、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検の確認等上記に掲げる職務を行わせること。

(別紙)

(最近の業務用厨房施設における主な一酸化炭素中毒による災害事例(平成21年7月以降))

(1) 7月 被災労働者数 2名(休業)

外食チェーン店において、調理作業を行っていたところ、調理器具の排気口に料理途中の食品が詰まったことによる不完全燃焼により、一酸化炭素中毒が発生した。

(2) 7月 被災労働者数 3名(不休)

外食チェーン店において、調理作業を行っていたところ、排気ダクトが故障した状態で営業を続けていたことによる換気不足により、一酸化炭素中毒が発生した。

(3) 7月 被災労働者数 2名(死亡)

小学校の給食室において、食器洗浄機の設置後点検のために、屋内に排気口があるガス給湯器を稼働させていたところ、換気設備を稼働させていなかったため、一酸化炭素中毒が発生した。

(4) 9月 被災労働者数 11名(休業4名、不休7名)

パン屋において、前日に閉じた排気ダンパー(パン焼きオーブンから煙道に排出される排煙量を調節する板)を開けずにパン焼き作業を行っていたところ、換気されなかったため、一酸化炭素中毒が発生した。

(5) 10月 被災労働者数 4名(休業4名)

外食チェーン店において、調理作業を行っていたところ、ガスフライヤーの経年劣化による不完全燃焼のため、一酸化炭素中毒が発生した。